建設工事標準下請契約約款

（総則）

第一条 元請負人株式会社ヤサカ及び下請負人は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設 計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以 下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容と する工事の請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。) を履行する。

2 この約款の各条項に基づく 協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。

3 元請負人は、下請負人に対し、建設業法(昭和二十四年法律第百号)その他工事の施 エ、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに 従う。

4 労働災害補償保険の加入は労働者の所属する請負人が行う。

（請負代金内訳書及び工程表）

第二条 下請負人は設計図書に基づく 請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成 し、 契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 するものとする。

（関連工事との調整）

第三条 元請負人は、契約書記載の工事を含む元請工事を円滑に完成するため下請負人に 対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更、又は施工の一時中止をし た とき は、元請負人と 下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更でき る。

2 下請負人は緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（権利義務の譲渡）

第四条元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物 並びに工事材料及び建築設備の機器(いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。) を第三者に譲渡 し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはで きない。

（関係事項の通知）

第五条 下請負人は、元請負人に対して、次の各号に掲げる事項を書面をもって通知する

一現場代理人及び主任技術者の氏名

二雇用管理責任者の氏名

三安全管理者の氏名

四工事現場において使用する作業員数

五 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

六 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項（下請負人の関係事項の通知）

第六条 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、 下請負人は、元請負人に対して、下請負人が元請負人に提出 した内容（事項・資料・情 報)を遅滞なく書面をもって通知する。

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、 遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（工事関係者に関する措置請求）

第七条 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために 使用 している請負者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがある ときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措 置をと るべき こ と を求めることができる。

3 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく 不適当 と認められる とき は、元請負人に対してその理由 を明示 した書面を もって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る 事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

（工事材料の品質及び検査）

第八条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、 中等の品質を有 するものとする。

2 下請負人は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。

3 監督員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なく これに応ずる。

4 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。

5 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 前四項の規定は、建設機械器具についても準用する。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第九条下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改 造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示による等元請負 人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この 場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工 期を変更する。

（条件変更等）

第十条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し たときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二 設計図書の表示が明確でないこと （図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図 書に誤謬又は脱漏があることを含む。)。

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態 が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したと きは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要がある とき は、その指示を含む。)を書面（又

はそれに変わる電子情報処理組織）をもって下 請負人に通知する。
3 第一項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合におい て、必要がある と認められる とき は、設計図書を訂正 し、又は工事内容、工期若しくは 請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元 請負人 と 下請負人 と が協議して定める。

（工事の変更及び中止等）
第 1──条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工 事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。 この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、 工期又は請負代金額を変更する。
2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等 に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できない と認められる ときは、元請負人は、 工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合 において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又 は請負代金額を変更する。
3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、 若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止 に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負 担 し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下 請負人とが協議して定める。

（下請負人の請求による工期の延長）
第十二条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当 な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞
なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合 における延長 日数は、元請負人 と 下請負 人 とが協議して定める。
2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元 請負人 と 下請負人と が協議して請負代金額を変更する。

（元請負人の請求による工期の短縮等）
第十三条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に 対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、 元請負人と下請負人とが協議して定める。
2 この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由がある とき は、元請負人と下請負人とが協議の上通常必要とされる工期の延長を行わないこと ができる。
3 前二項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協 議して請負代金額を変更する。

（一般的損害）
第十四条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他 工事の施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、下請 負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第十五条　この工事の施工について第三者（この工事に関係する他の工事の請負人等を含　む．以下この条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担　する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及びエ　事の施工に伴い通常避けることができない事象によ　り生じたものについては、この限り　でない。

2　前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、　元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

（天災その他不可抗力による損害）

第十六条天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬　入済　の　工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認したものに限る。）　に損害　を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元　請負人がこれを負担する。

2　損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、　元請負人と　下請負人と　が協議　して定める。

一工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその　評価額を差し引いた額とする。

ニ工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評　価額を差し引いた額とする。

三　工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとし　ている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を　差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修　繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

3 第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をて　ん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこ　れを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第十七条　下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面(又はそれに変わる電子情　報処理組織）をもって元請負　人　に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けた　とき　は、遅滞なく　下請負人の立会いの上工事の完成　を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面（または　それに変わる電子ツール)をもって下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって　引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時　に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5 下請負人は、工事が第二項の検査に合格しないときは、遅滞なく　これを修補して元請　負人の検査を受ける。

この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前四項 の規定を適用する。

6 下請負人が第三項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受けないときは、引 渡しまでに要する費用は元請負人が負担する。

（請負代金の支払方法及び時期）

第十八条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、元請け人「新規取 引先支払い条件書」に記載 されて締結済みの支払条件に よる

（瑕疵担保）

第十九条（a） 工事目的物に瑕疵がある ときは、元請負人は、下請負人に対して相当の期 間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補と ともに損害の賠償 を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、引渡しを 受けた日から元請け人の定めるアフター契約基準書に定める期間とする。

3 第一項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の 指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

（履行遅滞の場合におけ る 損害金）

第二十条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない 場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下 請負人から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額 につき、遅延 日数に応じ、月 50 パーセントの割合で計算した額とする。

（元請負人の解除権）

第ニ十一-条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当すると き は、この契約を 解除することができる。

一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき理由により 工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する 見込がないと明らかに認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を 達することができないと認められるとき。

3 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部 分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に 適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

4 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材 料に相応する請負代金を下請負人に支払う。

5 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。

6 元請負人は、第一項の規定によりこの契約を解除した場合において、下請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、 元請負人 と 下請負人 と が協議して定める。

（紛争の解決）

第二十二条　この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、契約書記載の調停人又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査 会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条 この約款において書面により行わなければならないこと と されている承諾、 通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理 細織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行う ことができ る。

（個人情報の取り扱い）

第二十四条 下請負人が元請負人から委託業務の遂行に際して知り得たお客様の個人情 報を、元請負人が委託した業務の遂行のためにのみ使用するものと し、他の目的に供して はならない。

2　下請負人は発注者または元請負人から業務遂行のために開示、提供された当該個人情 報が口頭によるもの又は資料によるもの何れであっても、当該個人情報の機密を保持し 第三者に開示し又は漏してはならない

3　元請負人からの受託業務を下請負人の協力業者に再委託する場合、再委託先に対して 当該個人情報が適正に取り扱われるよう、書面で情報機密保持契約を取り交わし、元請負 人にすみやかに提出する と ともに必要且つ適切な監督を行わなければならない

4　下請負人が当該内容に違反したことにより、裁判或いは損害賠償等の対応が必要となった場合、 損害賠償を含む一切の費用を下請負人が負担するものとする

5　下請負人は、当該個人情報の取扱いに関し事件・事故が発生した際には、直ちにその 内容を元請負人に報告する と ともに、元請負人が指示した方法により、下請負人の費用と 責任で必要な回復措置をとるものとする

（反社会的勢力の排除）

第二十五条 下請負人及びその取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動 標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企 業、組織及び個人等（以下、 「反社会的勢力」とい う）と、直接または間接の関係を一切 有してはならない。

2 取引先等が反社会的勢力との関係を有することについて新たな情報を得た場合には、 直ちに反社会的勢力との関係解消の措置を講じるとともに、速やかに当該情報及び講じた措置を元請負人に書面で報告する こ と。

3 以上につき、下請負人が違反した場合には、契約の解除その他元請負人が行う一切の 措置について異議がないも とする。

以上

第二十六条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人とが協議して定める。